

## 第 8 次水質総量規制 ー平成 29 年夏頃適用予定ー



第 7 次水質総量規制に引き続き、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、平成 31 年度を目標年度とした「総量削減基本方針」が環境省より平成 28 年 9 月 30 日付けで策定されました。

水質総量削減制度は、1979 年(昭和 54 年)以来 7 次にわたり実施されているもので、同方針では目標年度における削減量の目標数値や達成に向けた方法等が対象水域別に示されています。

今回、規制の対象となる項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量で、各水域別の削減目標量は下表の通りです。

今後、関係都府県はこの基本方針に基づき、削減目標の達成に向けた総量削減計画の策定や、総量規制基準を、平成 29 年夏頃を目途に設定する予定です。この削減目標量を達成するために必要な事項として、生活排水処理施設の設備・高度処理化、適切な総量規制基準の設定等による陸域からの汚濁負荷量の削減対策等に加え、底質改善等による水域での対策により、総合的な汚濁負荷の総量削減と水環境の改善を図ることとしています。

表 第 8 次総量削減計画 削減目標量 (第 7 次目標との比較) 単位: トン/日

指定水域	指定項目	削減目標量※ (平成 31 年度における量)	増減量	平成 26 年度における量
東京湾	COD	155	-22	177
	窒素含有量	166	-15	181
	りん含有量	11.7	-0.4	12.1
伊勢湾	COD	133	-13	146
	窒素含有量	108	-7	115
	りん含有量	7.8	-0.9	8.7
瀬戸内海 (大阪湾)	COD	404 (85)	-68 (-31)	472 (116)
	窒素含有量	402 (87)	-38 (-16)	440 (103)
	りん含有量	25.2 (5.6)	-2.2 (-1.0)	27.4 (6.6)

※ 削減目標量: この数値が目標となる汚濁負荷量の値となります

今後、各都府県において汚濁負荷量を削減するための具体的な措置が講じられていくこととなります。特に排水量が 50 m<sup>3</sup>/日以上以上の工場・事業場に対しては、引き続き総量規制基準が適用されることとなります。この総量規制基準は、すでに答申済みである水質に係る COD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法に準じ、業種等の実態に応じて各都府県ごとに定めることとされており、各都府県知事が設定する総量削減計画の策定に併せて、一定の猶予期間を経た上で工場・事業場に適用される予定です。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る指定地域において、総量規制の削減目標量は一部を除き平成 26 年度の汚濁負荷量よりも少ない値に設定されていますので、現状よりも総量規制基準が厳しくなると考えられます。平成 29 年夏頃の適用に備えて、処理の見直しや現状の負荷量の把握といった面から、COD、窒素、りんの分析を行ってみたいかがでしょうか。

当社では COD、窒素、りんの指定計測法に対して自動分析機器を導入していますので、多検体でも短納期で分析結果をご提供することが可能です。詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、荒木(フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 293、356)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

